

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税取消処分等請求控訴事件

国側当事者・国(横須賀税務署長)

平成22年11月2日棄却・確定

(第一審・横浜地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年5月12日判決、本資料260号-79・順号11435)

判 決

控 訴 人 株式会社A
同代表者代表取締役 甲
控訴人訴訟代理人 別紙代理人目録記載のとおり
被控訴人 国
同代表者法務大臣 柳田 稔
処分行政庁 横須賀税務署長 村上 幸宏
被控訴人指定代理人 別紙代理人目録記載のとおり

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 横須賀税務署長が平成20年3月31日付けで控訴人に対してした平成16年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額2億2410万0829円を超える部分、還付金額16万2252円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金2億3282万0240円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、横須賀税務署長から平成16年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税について更正処分を受けた控訴人が、同処分において、2億9231万3989円の損失補填金を損金の額に計上することが認められないのは違法であるとして、同処分及び過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求めるものである。

原審は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が、これを不服として控訴したものである。

2 前提となる事実

次のとおり付加訂正するほか、原判決の「第2 事案の概要等」の2(2頁25行目から5頁17行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 2頁25行目の「B」を「株式会社B(以下、単に「B」という。)」に、3頁5行目の「別紙」を「原判決別紙」にそれぞれ改める。
- (2) 5頁7行目末尾に改行のうえ、次のとおり加える。

「(5) 控訴人は、平成16年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）の法人税について、平成17年2月18日、所得金額マイナス2億2768万9763円（欠損金額2億2768万9763円）、納付すべき法人税額マイナス16万2252円（還付金額16万2252円）、翌期へ繰り越す欠損金2億3640万9174円として、法定期限内に申告をしたが、上記申告においては、控訴人が平成16年契約に基づいてBに支払った5億3000万円のうち、2億9231万3989円は損失補填金であるとして、損金の額に算入して申告した（乙2の1ないし6、弁論の全趣旨）。」

(3) 5頁8行目の「(5) 横須賀税務署長は」を「(6) これに対し、横須賀税務署長は」に、10行目の「あたる」を「当たる」に、10、11行目の「2億9142万5823円」を「2億9142万5853円」にそれぞれ改め、12行目の「加算した上」から13行目末尾までを次のとおり改める。

「加算したうえ、平成20年3月31日付けで、所得金額を5860万5613円、納付すべき法人税額を1677万9200円、翌期に繰り越す欠損金0円とする更正処分（以下「本件処分」という。）及び過少申告加算税251万6000円とする賦課決定（以下「本件賦課決定」という。）を行った。更正後の納付すべき税額は1694万1400円であり、これに対する過少申告加算税は251万6000円であるとされた。（甲1）」

(4) 5頁14行目の「(6)」を「(7)」に、17行目の「(7)」を「(8)」にそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「第4 当裁判所の判断」の1及び2（6頁23行目から8頁22行目まで）において説示するとおりであるから、これを引用する。

(1) 6頁25行目、7頁25行目の各「損失補償金」をいずれも「損失補填金」に改める。

(2) 8頁4行目の「本件処分」の次に「及び本件賦課決定」を加える。

(3) 8頁5、6行目、21行目の各「2億9142万5823円」をいずれも「2億9142万5853円」に改める。

2 控訴人は、当審において、損失補填金を否認するのであれば、同額を売買代金として認めるべきであると主張するが、控訴人がBとの間で取り交わした平成16年契約においては、土地代を「1億8620万円」、建物代を「5148万6011円」、平成11年5月3日付け合意書による損失補填金を「2億9231万3989円」と明記し、それぞれの内訳を区別したうえで取引を行っているのであるから、損失補填金として支払われた金額を土地又は建物の代金として取り扱うべきでないことは明らかであり、控訴人の主張を採用することはできない。

3 以上によれば、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 市村 陽典

裁判官 相澤 哲

裁判官 吉村 真幸

(別紙)

代理人目録

控訴人訴訟代理人弁護士	山下	光
同	瀬古	宜春
同	本田	正士
同	國村	武司
同	高橋	瑞徳
同	松本	純也
同	佐藤	鉄平
同	滝島	広子
被控訴人指定代理人	中野	康典
同	茅野	純也
同	高岸	秀俊
同	鶴澤	和義
同	植山	昌文